

# 石川県公報

平成24年2月28日  
第12470号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示 保安林の指定の解除予定 (森林管理課) 1	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 2
公告 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 1	

## 告示

### 石川県告示第75号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
平成24年2月28日

石川県知事 谷本正憲

- 解除予定保安林の所在場所  
能美市浜町夕157の17、158の44、158の45
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公告

### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年2月28日

石川県知事 谷本正憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ増泉店  
金沢市増泉4丁目2番ほか
- 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設  
公告日 平成23年10月21日
- 市町村の意見の概要  
市町村名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
平成24年2月28日から同年3月28日まで

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、七尾市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
七尾都市計画道路(3・5・2号本宮線、3・5・6号七尾駅小丸山公園線、3・5・9号万行線、3・6・1号府中袖ヶ江線、3・6・2号大手町通り線、3・6・3号矢田新本藤橋線、3・6・4号桜川線、3・5・14号国分藤橋線、7・6・3号矢田本府中線、7・6・4号万行大和線)	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課